

「当委員会が対円NDFに係る下記の取引慣行を推奨することについてご意見・情報の募集のご案内」(平成 23 年 12 月 5 日)に対するコメントの結果等について

標題につきまして、当委員会では対円NDF取引の「推奨案」について、平成 23 年 12 月 5 日から平成 24 年 1 月 31 日にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、合計8件のコメントをいただきました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当委員会の考え方を下表にまとめました。

皆様から寄せられたご意見を踏まえ、「推奨案」につきましては、別紙のとおりと致しました。

本件について御検討いただいた皆様には、御協力ありがとうございました。

	コメントの概要	当委員会の考え方																
1	<p>フィキシングレートについて(1) 「推奨案」(2)について、</p> <p>A) 欧米通貨の対円NDFフィキシングレートの算出に際し、「①翌営業日の東京 9 時の“JPNU”のミーンレート」を使用するとあるが、対ドルNDFのフィキシング時間からの乖離が大きく、対円NDFフィキシングレートが市場レートと乖離する可能性が大きくなるのではないかと(東京休日の際は更に乖離が大きくなる)。</p> <p>B) 参照するドル円レートは、対ドルNDFのフィキシング時間との乖離をできる限り少ないほうが望ましく、その観点では参照ページを“JPNU”に限定せず、“JPNV”“JPNW”を加えて 24 時間をカバーすることを検討してはどうか。</p> <p>C) 運用会社からの指図書に基づきNDF取引の資金決済事務を行う資産管理信託銀行においては、フィキシングから1営業日で決済する欧米通貨(RUB等)については、「翌営業日の東京9時のトムソン・ロイター社“JPNU”ページのミーンレート」を用いて算出を行う場合、運用会社・為替銀行の初動が遅くなるため、円滑な事務に影響がでる可能性がある。フィキシングから1営業日で決済する欧米通貨については、②WMR Closing(GMT16:00)のミーンレートを用いた算出方法を推奨いただくことを希望する。</p>	<p>今回の「推奨案」の検討は、NDF 取引慣行整備小委員会にて、東京市場における取引態様の調査を踏まえて実施しております。</p> <p>この際、フィキシングレート算出上、“JPNU”(注)1と“WMR”の2つがドル円レートの参照ページとして一般的であると判断致しました。</p> <p>どちらを採用するかについては、いずれのユーザーにも一定の合理性が認められることから、市場参加者が、左記ご指摘の観点も踏まえて、自身のニーズ・取引動機に合わせて適宜選択頂くことが適当と考えます。</p> <p>欧米通貨の対円NDFフィキシングレートの算出に際し、翌営業日の東京 9 時の“JPNU”のミーンレートを使用することに関して、対ドルNDFとドル円レートのフィキシング時刻の差に起因するリスクについては、取引に際して取引当事者間で十分な相互理解の下で取り組まれることが期待されます。</p> <p>なお、本推奨案は、東京市場の利用者ニーズ、取引実態調査を踏まえ、現時点において、委員会がプラクティカルと考えるものを提案するものです。当該プラクティスは、市場参加者を拘束するものではなく、今後の取引実態等の変化に照らして、市場の状況をモニターする中で新たなプラクティスが「慣行化」していると判断される場合には、適宜見直しを行っていくことになると考えます。</p> <p>この点に関しては、その趣旨を明確化するために推奨文中に掲載することを検討致します。</p> <p>(注)1 実務上、コンファメーション上に“TKFE”を参照レートとしているケースも多く見受けられましたが、“JPNU”と“TKFE”の算出ロジックが同一であること、“JPNU”のほうがより長い時間帯をカバーしていることから、“JPNU”を選択致しました。</p>																
2	<p>フィキシングレートについて(2)</p> <p>NDOについては、ブローカーマーケットで以下の参照レートが慣行化していると思うが、追加を検討頂きたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Local CCY</th> <th>USDJPY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KRW KFTC18 1500 TKY</td> <td>TKFE 1500 TKY</td> </tr> <tr> <td>TWD TAIFX1 1100 HK(1200TKY)</td> <td>TKFE 1200 TKY</td> </tr> <tr> <td>MYR ABSIRFIX01 1200TKY</td> <td>TKFE 1200 TKY</td> </tr> <tr> <td>INR RBIB 1530TKY</td> <td>TKFE 1500 TKY</td> </tr> <tr> <td>IDR ABSIRFIX01 1200TKY</td> <td>TKFE 1200 TKY</td> </tr> <tr> <td>PHP PDSPEO 1130 HK(1230TKY)</td> <td>TKFE 1200 TKY</td> </tr> <tr> <td>CNY SAEC 915 JPYCNY 1230TKY</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	Local CCY	USDJPY	KRW KFTC18 1500 TKY	TKFE 1500 TKY	TWD TAIFX1 1100 HK(1200TKY)	TKFE 1200 TKY	MYR ABSIRFIX01 1200TKY	TKFE 1200 TKY	INR RBIB 1530TKY	TKFE 1500 TKY	IDR ABSIRFIX01 1200TKY	TKFE 1200 TKY	PHP PDSPEO 1130 HK(1230TKY)	TKFE 1200 TKY	CNY SAEC 915 JPYCNY 1230TKY		<p>今回の検討にあたっては、NDF の取引慣行の推奨化を主目的としており、貴重なご意見として将来の検討の参考にさせていただきます。</p>
Local CCY	USDJPY																	
KRW KFTC18 1500 TKY	TKFE 1500 TKY																	
TWD TAIFX1 1100 HK(1200TKY)	TKFE 1200 TKY																	
MYR ABSIRFIX01 1200TKY	TKFE 1200 TKY																	
INR RBIB 1530TKY	TKFE 1500 TKY																	
IDR ABSIRFIX01 1200TKY	TKFE 1200 TKY																	
PHP PDSPEO 1130 HK(1230TKY)	TKFE 1200 TKY																	
CNY SAEC 915 JPYCNY 1230TKY																		
3	<p>フィキシングレートについて(3)</p> <p>推奨案(1)について、</p> <p>A) アジアのエマージング通貨において、対ドルのフィキシングレートの公表時刻は定刻となっておらず、“JPNU”ページの特定時刻をはさみ前後する場合があります。従って、「公表直後」という表記では、“JPNU”ページの参照時刻が定まらない。</p> <p>B) 対顧客取引等において“JPNU”ページの特定時刻を参照する旨あらかじめ定めている場合があることから、以下の追記を入れることを検討願いたい。「なお、あらかじめ取引当事者間で“JPNU”ページの参照時刻を定めている場合はこの限りではない。」</p> <p>C) 対ドル・フィキシングレートの公表時間が予期せぬ理由により変更となった場合のドル円レートの取扱いについて、以下のいずれを推奨するか</p> <p>① 「公表直後に対応する“JPNU”のミーンレート」は、各エマージング通貨の対ドル・フィキシングレートが通常一般に公表される時間を指すこと</p>	<p>「推奨案」は、現在既に取り交されている対円 NDF 取引の取引例を参考に、左記 A の観点を考慮し、「各通貨のフィキシングレート公表直後」を採用致しました。</p> <p>ドル円のフィキシングレートの参照時刻を明記する場合は、通常各通貨の「対ドルのフィキシングレート」が公表されることが期待される時刻を目途に、「公表直後」に対応する時刻を採用頂くと、「推奨案」との整合性が高まると思われま</p> <p>す。</p> <p>なお、「対ドル・フィキシングレートの公表時間が予期せぬ理由により変更となった場合」は、異例時の対応になると思われるため、その取扱いについては当事者間で契約等に基づいてご判断頂く事項と考えます。</p>																

	<p>から、変更しない(つまり通貨毎特定の時間に FIX されている)</p> <p>② 「公表直後に対応する“JPNU”のミーンレート」は、文字通り、各エマージング通貨の対ドル・フィキシングレートの「公表直後」に対応する“JPNU”を用いて算出するの意</p>	
4	<p>フィキシングレートについて(4)</p> <p>A) 算出後の対円・フィキシングレートの算出桁数、および端数処理について、以下を明確化できないか。</p> <p>① 通貨毎に何桁まで算出するか。</p> <p>② その際端数処理については切り上げ・切り捨て・四捨五入のいずれとするか(顧客の売り買い両サイドのニーズへの対応を鑑みると、四捨五入が望ましいと考えます)。</p>	<p>算出桁数や端数処理方法などについては、利用者のニーズ等に応じて当事者間で適宜ご判断頂ければと存じます。</p>
5	<p>特定ベンダーのページを参照レートとして推奨することについて</p> <p>A) 標準化の必要性を十分に理解致しますが、当案は、特定業者のシステムでのみ参照できるページを推奨する事になる。情報の透明性、開放性の重要性、市場参加者の利便性等に鑑み、他ベンダーの参照画面あるいは公の立場の第三者が公表するレートも併記することを検討頂きたい。</p> <p>B) 各種フィキシングレートの公開については、バイサイドユーザーを中心に従来から多数要望が寄せられている。特定業者のページを推奨する場合には、当該業者から希望する情報ベンダーに対してフィキシングレートの情報提供が適切に行われるよう強く要望する。市場委員会は、東京金融市場の活性化・利便性の向上に大いに御尽力されており、フィキシングレートを広く公開することで、情報ベンダーとして前向きに協力して参りたい。</p>	<p>本推奨案は、東京市場の利用者ニーズ、取引実態調査を踏まえ、現時点において、委員会がプラクティカルと考えるものを提案するものです。</p> <p>当該プラクティスは、市場参加者を拘束するものではなく、今後の取引実態等の変化に照らして、市場の状況をモニターする中で「慣行化」していると判断される場合には、適宜見直しを行っていくことになると考えます。</p> <p>この点に関しては、その趣旨を明確化するために推奨文中に掲載することを検討致します。</p> <p>他方、利便性の向上は、東京市場の活性化・発展に不可欠であり、関係者の皆様には、この趣旨に照らし大所高所に立ったご協力・ご判断いただけますようお願い致します。</p>